4　地域医療機能推進機構管理室は、独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5　地域医療機能推進機構管理室に、室長を置く。

6　政策医療推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

二　国立ハンセン病療養所が行う研究に関すること。

三　国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

7　調査官は、命を受けて、国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第十五条第四項及び第十六条第二項中「指導課」を「地域医療計画課」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第二十五条の見出し及び同条第一項中「医療機器審査管理室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第二十六条の二を削る。

第三十一条第三項中「労災補償部」を「労災管理課」に改める。

第三十六条から第三十八条までを削り、第三十五条を第三十八条とし、第三十二条から第三十四条までを三条ずつ繰り下げ、第三十一条の次に次の三条を加える。

（労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官）

第三十二条　労災管理課に、労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。

2　労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する事務をつかさどる。

3　労災保険財政数理室に、室長を置く。

4　中央労災補償監察官は、命を受けて、都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

5　主任中央労災補償監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労災補償監察官の行う事務の調整に当たる。

（労働保険徴収業務室）

第三十三条　労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

2　労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3　労働保険徴収業務室に、室長を置く。

（職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官）

第三十四条　補償課に、職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官一人を置く。

2　職業病認定対策室は、職業性疾病に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。

3　職業病認定対策室に、室長を置く。

4　労災保険審理室は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償、労働者災害補償保険及び石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金に係る不服申立て及び訴訟に関する事務をつかさどる。

5　労災保険審理室に、室長を置く。

6　調査官は、命を受けて、労働基準法の規定による災害補償の実施、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付及び石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金の支給に関する事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

（化学物質評価室及び環境改善室）

第三十九条　化学物質対策課に、化学物質評価室及び環境改善室を置く。

2　化学物質評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職場における危険物の危険性及び有害物の有害性についての調査に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）並びに化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価に関すること。

二　危険物の危険性及び有害物の有害性の表示及び通知に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

3　化学物質評価室に、室長を置く。

4　環境改善室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働衛生に関する登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること。

二　有害物に係る労働安全衛生法第六十五条に規定する作業環境測定に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

5　環境改善室に、室長を置く。

第四十条　削除

第六十八条の見出し及び同条第一項中「医療費適正化対策推進室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第六十九条の二の次に次の一条を加える。

（医療費適正化対策推進室）

第六十九条の三　医療介護連携政策課に、医療費適正化対策推進室を置く。

2　医療費適正化対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関すること。

二　高齢者医療確保法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三　高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査等基本指針の策定に関すること。

四　高齢者医療確保法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3　医療費適正化対策推進室に、室長を置く。

附　則

この省令は、厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十六年第二百五十一号）の施行の日（平成二十六年七月十一日）から施行する。